

厚木市景観条例の一部を改正
する条例をここに公布する。

令和8年7月7日

厚木市長

山口貴裕

厚木市景観条例の一部を改正する条例

厚木市景観条例(平成22年厚木市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。
第11条中「第16条第 7 項第11号」を「第16条第 8 項第12号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第23号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。